



在名古屋ブラジル総領事館 入札公告 n° 02/2018

在名古屋総領事館、所在地愛知県名古屋市中区丸の内 1-10-29 白川第八ビル 2 階は当館管轄区に在住するブラジル人に対する心理カウンセリング業務の一般競争入札（最低価格落札方式）にて実施する。要件は下記の通りに定める。

1. 開封及び期限

本入札は 2018 年 3 月 23 日 16 時より在名古屋ブラジル総領事館にて開封する。

2. 目的

本公告は、当館管轄区に在住するブラジルコミュニティーへの心理カウンセリング業務を遂行する法人への業務委託を目的とする。

3. 競争参加資格

本公告の送付を受けた企業（法人）又は入札の 24 時間前までに本公告を請求した企業で、下記の要件を満たす企業：

- a) その企業（法人）に対する 2 つ以上の企業からの推薦状の提出；
- b) 担当心理カウンセラーが資格を有しその証明が出来ること；
- c) 本入札及び当業務の遂行に対して支障がない旨の上申書及び法人登記。

4. 提出書類

4.1. 必須書類は以下のとおり二つの封筒に分け封印する。

4.1.1.封筒①には、上項 3 に記載された競争参加資格に関する書類。

4.1.2.封筒②には、入札価格。

4.2. 各封筒の外側には以下のとおり入札公告の表記及び内容を明記すること。

4.2.1.封筒①

在名古屋ブラジル総領事館 入札公告 n° 02/2018 書類
“Consulado-Geral do Brasil em Nagoia
Carta Convite n° 02/2018
Documentos”

4.2.2.封筒②

在名古屋ブラジル総領事館 入札公告 n° 02/2018 入札価格
“Consulado-Geral do Brasil em Nagoia
Carta Convite n° 02/2018
Proposta”

- 4.3. 入札価格には、本業務遂行に要する全ての料金が含まれたものを日本国通貨にて社名入り用紙に明確に記載すること。また、修正及び書き損じないように注意する。
- 4.4. 提示された入札価格は入札日から 60 日間有効であること。
- 4.5. 提出書類は 2018 年 3 月 23 日 16 時までに郵送（書留郵便/必着）又は直接提出すること。

5. 業務内容

- 5.1. 入札された法人は、専門的なアドバイスを要する当館管轄区に在住するブラジル人に対する心理カウンセリングを実施する。
- 5.2. 法人により指定される心理カウンセラーはポルトガル語が流暢でなければならない。
- 5.3. 本業務には、当館管轄区の学校、収容施設、入国管理局、病院等への訪問、当館支援課及び巡回領事館へのサポートまた出張を含む。
- 5.4. 本公告に定める業務は、週 20 時間にて実施されるものとする。
- 5.5. 本業務は 2018 年 4 月の第 1 週目より開始することとする。
- 5.6. 対面心理カウンセリングは当館内で実施するとともに、委託者の必要に応じて指定された別の場所にて実施するものとする。
- 5.7. 委託者が必要だと判断した場合、業務時間の一部を電話、メール、書簡及びビデオ会議方式でカウンセリングをおこなうこととする。
- 5.8. 需要が低かったためまたは業務の遂行が不可能であったため上記 5.7 に定める週 20 時間の実労働時間に達しなかった場合、不足時間分を次月または次々に持ち越し、必要に応じて調整するものとする。この場合、支払いは委託者から受託者へ通常どおり行われる。
- 5.9. 本業務は当館管轄区の在住者のみが対象であり、その管理は受託者がおこなうものとする。当館管轄区外に在住するブラジル人への対応は特別な場合に限り、カウンセリングを行うには委託者の許可が必要である。
- 5.10. 心理カウンセリングを行う者は、当館での受付を起点とするカウンセリングに関しては継続的に行う場合でもいかなる報酬を得てはいけない。

6. 報告書の提出

6.1. 落札した法人は、実働時間と前月に行った活動を詳細に記した各月の報告書を提出しなければならない。

6.2. 報告書の準備に要する時間は実働時間に換算しないものとする。

7. 入札基準

7.1. 入札の基準となるのは本公告に掲載している要件を全て満たした上で提示価格が最も低いものであること。

7.2. 入札価格は最廉価格順にランク付けされる。

7.3. 二つまたはそれ以上の数の企業が同価格を提示した場合、公的な抽選にて落札者を決定するものとする。

7.4.本公告の要件を満たさない企業は失格とする。

8. 支払い条件

8.1. 契約書に署名し、受託者が請求書を二通提示した後、委託者は支払いを行う。

8.2. 正当な理由なく業務不履行が発生した場合は、当館で実施される入札に 2 年間参加できないものとする。

9. 一般規定

9.1. 当館は当方の正当な業務上の都合により損害の請求を受けることなく、本入札手続きの一部または全ての取消し、解約または移行を行う権利を有する。

9.2. 本公告に関するお問い合わせは administracao.nagoia@itamaraty.gov.br のメールアドレスにて入札締切の 24 時間前まで受け付ける。

9.3. 本状を受け取った候補者は、全て記載事項を尊重して承しているものとみなす。

名古屋市、2018 年 02 月 28 日